

保 発 1020 第 4 号
平成 29 年 10 月 20 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」の改定について

国民健康保険保険給付費等交付金については、「「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」の改定について」（平成 29 年 7 月 10 日付け保発 0710 第 11 号厚生労働省保険局長通知）により、「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を改めて示し、都道府県における国民健康保険保険給付費等交付金の交付内容の検討の推進を図ってきたところです。

今般、平成 30 年度からの国民健康保険の新制度の施行に向けて、平成 29 年 10 月 12 日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）及び平成 29 年 10 月 13 日付けで公布された国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号）を踏まえ、ガイドラインを別添のとおり改定しましたので、参考資料と併せて参考とし、貴都道府県内における国民健康保険保険給付費等交付金の交付の具体的な交付方法等について、管内市町村との合意形成を図るとともに、その運用に当たって十分留意の上、遺漏なきようお願いいたします。